



予防接種はお済みですか

○日本脳炎予防接種

積極的勧奨の差し控えの影響で予防接種を受けられなかった人(平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人は、定期接種として予防接種ができません。)

9歳になる人と18歳になる人は積極的に日本脳炎の予防接種をお勧めしています。予防接種は、子育て・健診センターで接種履歴を確認の上、お渡ししています。必ず母子手帳をお持ちください。

対象年齢など	接種対象年齢	回数
第1期初回	生後6ヶ月～生後7歳6カ月の前	2回
第1期追加	日まで	1回
第2期	9歳以上13歳未満	1回
特例措置	①平成7年4月2日～平成19年4月1日生まれの人(20歳未満まで) ②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人 ※②について 1期の対象年齢の間に接種が完了しなかった人は、9歳になると1期の未接種分も接種できます(9歳～13歳未満の間)。	1回～4回

○成人用肺炎球菌予防ワクチン接種

今までのワクチンを接種したことがない人を対象に、平成30年度までの間に1人1回、定期接種の機会を設けています。対象者へ、個別通知をしています。

●対象となる人

- ①平成28年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる人
- ②60～65歳未満の心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活が制限される程度の障害を有する人(身障手帳1級相当)。

■接種ができる町内の医療機関 (接種前に要予約)

医療機関	電話番号
あらいクリニック	096(293)2358
大津じんないクリニック	096(294)5403
勝久病院	096(293)5000
熊本セントラル病院	096(293)7939
光進会クリニック	096(294)8888
さとう医院	096(293)2550
しばた内科クリニック	096(293)2050
竹田津医院	096(293)2521
たしろクリニック	096(340)3220
樽美外科整形外科医院	096(293)2100
のざわ医院	096(293)8000
ふくだ医院	096(293)2771
宮本内科医院	096(293)1700
山縣内科医院	096(293)4430

熱中症を防ぐために

○熱中症とは

高温多湿な環境下に長くいることで徐々に、体内の水分や塩分バランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態をいいます。

体は体温調節のために皮膚への血流量を増加させたり発汗したりすることによって熱を体外に逃がしています。体内の水分量が不足すると汗を出すことができずに体温が過度に上昇します。めまい、立ちくらみ、頭痛、吐き気などの症状が現れます。

屋外だけでなく、室内にいるときも注意が必要です。

□予防法

- 「暑さを避けること」
- 「水分補給」が大切です。
- 熱中症になったときの処置は？
- 涼しい場所へ避難させる。
- 衣類を脱がせ、体を冷やす。
- 水分・塩分を補給する。



●家庭での省エネ

国は、温室効果ガスを2030年度までに、2013年度と比べて26%削減の目標を決定しました。そして、町では、今年3月に「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し、町内での地球温暖化対策、省エネを推進することになりました。

夏はエネルギー消費量が増える季節です。家庭や事業所では無理のない範囲の温暖化対策、省エネをお願いします。

■省エネ設備設置での支援

町では、住宅用太陽光発電、蓄電池、HEMS、エネファームなどの省エネ設備の設置に対して、補助を行っていますので、詳しくは、お問い合わせください。

●スズメバチの駆除

町は今年度もスズメバチ駆除を行います。対象はハチ目スズメバチ科に属する昆虫のうち、スズメバチ亜科に属するものとなります。

※アシナガバチは対象となりません。

また、人に危害を与える恐れのあるもので、個人の所有する土地、建築物が対象となります(アパート、事業所などは対象外)。申請要件に該当する場合は町から駆除業者に連絡し駆除を行います。

ただし、駆除処理以外の費用は依頼者の負担となります。

詳しくは、お問い合わせください。



●不法投棄は卑劣な犯罪行為です

定められたごみ処理の方法に従わず、道路や他人の土地に廃棄物を投棄する不法投棄については、廃棄物処理法第16条および大津町美しい町づくり条例第7条に「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない」

●自分の土地への不法投棄を防ぐために

不法投棄を行った者に対しては、「5年以下の懲役」か「1,000万円以下の罰金」あるいはその両方が科せられます。

不法投棄があった場合は、投棄した人がごみを出した人を検挙し、その人に処分させなければなりません。行為の悪質さから犯人の特定が難しいことがほとんどです。犯人不明の場合は不法投棄された土地の所有者が処分することになります。

不法投棄を防ぐためにも、日頃から草刈り、清掃などを行い、所有地の適正な管理をお願いします。また、不法投棄された物や不法投棄している現場を発見した場合は、役場までご連絡ください。



■家庭での節電項目の例	
エアコン	・室温を28℃に心がける。 ・扇風機を併用し、エアコンの使用を少なくする。 ・「すだれ」などで窓からの日差しを和らげる。
照明	・日中は不要な照明を消す。
冷蔵庫	・冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間を減らす。 ・食品を詰め込みすぎないようにする。
ジャー炊飯器	・早朝にタイマー機能で1日分をまとめて炊き、冷蔵庫や冷凍庫で保存。
洗濯機	・容量の80%程度をめやすにまとめ洗いをする。
パソコン	・省電力設定を活用する。
掃除機	・昼間のピーク時はモップやホウキを使う。
その他	・お湯はコンロで沸かし、電気ポットの電源を切る。 ・外出を心がける。